


# **指定都市市長会 緊急アピール【骨子】**

我々指定都市市長会はいわれなき大都市富裕論に抗議し、地方分権の確立を目指して以下の緊急アピールを行う。

- 1 . 第 1 期の三位一体の改革において、未実施となっている国庫補助負担金の廃止と税源移譲をさらに推進すること。**
- 2 . 地方交付税は地方の固有の財源であり、指定都市を狙い撃ちした根拠のない削減には断固反対する。**
- 3 . 指定都市は圏域の中核都市として道府県並みの事務事業を行っており、この事務事業の裏づけとなる大都市特例税制を早急に創設すること。**
- 4 . 指定都市のあるべき役割分担を踏まえた包括的な事務権限とそれに見合う自主財源が保障される、新たな大都市制度を創設すること。**

平成 1 8 年 5 月 2 9 日  
指定都市市長会



指定都市市長会  
緊急アピール

指定都市市長会

## 1 権限と税源の一体的な移譲により真の地方分権を実現

平成18年度までの三位一体の改革は、3兆円規模の税源移譲が実現したとはいえ、地方が示した改革案に反し、児童扶養手当などの国庫負担率の引下げといった、地方の自由度の拡大につながらないものが盛り込まれるなど、地方分権を実現するには不十分なものであった。

こうした積み残しの課題があるにもかかわらず、具体的な補助金廃止の議論が殆どなされていないことは、憂慮すべき事態である。

地方の自由と責任を拡大し、自主的・自立的な行財政運営を可能とする真の地方分権の実現には、国と地方の役割分担を明確化し、生活保護など国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与、義務づけを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金を廃止し、税源移譲を進めることが必要である。

よって、平成19年度以降の改革の推進にあたっては、指定都市市長会がこれまでに提言した「廃止すべき国庫補助負担金」の未実施分について、早期にこれを実現し、その際には、これまでの改革で行ったような、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。これまでに交付金化されたものについても、国の関与が依然として残ることから廃止のうえ税源移譲すること。

また、国庫補助負担金の廃止に伴う所要額については、所得税、消費税、法人税などの基幹税から税源移譲を行い、国税と地方税の租税配分について、当面1対1とすること。

さらに、将来的には、国と地方の役割分担に応じた租税配分となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。



平成 16 年度に、指定都市市長会が主張した「廃止すべき国庫補助負担金」7.8兆円のうち、移譲は、わずか約1兆円。交付金化も国の関与が残って補助金と変わりません。

まずは、未実施分と交付金化分を廃止し、所要額の約4兆円を税源移譲すべきです。

## 現 状

(国・地方における租税の配分状況)

国税(一般会計)

4.6兆円

地方税(地方財政計画)

3.8兆円

3兆円の税源移譲の影響を加味

国 5.5 対 地方 4.5

4兆円の  
税源移譲

国税

4.2兆円

地方税

4.2兆円

国 5 対 地方 5

地方の税金として、直接地方に入ると『自主財源』として、地方それぞれの状況に応じて市民サービスに使えるようになります。

国から画一的に補助金で交付されるより、市民により密着した行政運営が実現できます！

どう変わるの？



## 2 地方交付税は地方の固有財源

平成18年度までの三位一体の改革における交付税改革では、交付税と臨時財政対策債をあわせ約5.1兆円も削減されたことなどにより、地方の財政運営は引き続き厳しい状況にある。

地方交付税は、国税五税の一定割合が法律上地方団体に帰属する『地方の固有財源』であり、産業構造などの地域格差、さらには地方への税財源配分が不十分な現状において、地方税収の地域間調整を行い、地域社会の存立基盤を維持するという財源調整機能と、地域社会に必要な不可欠な一定水準の公共サービスを地域住民の過重な負担なくどこでも享受できるようにするという財源保障機能を併せ持つ極めて重要なものである。

地方交付税の改革については、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきであり、国の関与や義務付けを見直すことなく、国の歳出削減のみを目的として、指定都市を狙い撃ちした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

また、国・地方を通じた歳出削減によってもなお生じる通常収支の不足は、交付税の法定率引上げによって解消するべきであり、さらにはこれまで「法定率の引上げ」を行わず膨大な額に積み上がった交付税特別会計における借入金の償還や、国に協調して行った経済対策等による基準財政需要額の増嵩についても十分考慮しつつ議論を行うこと。

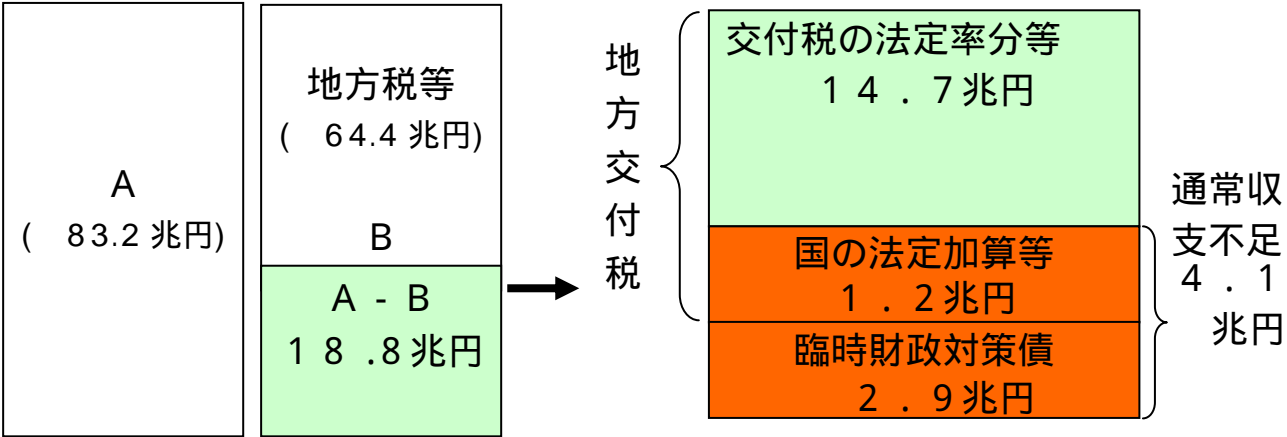
「地方交付税」は、  
そもそもどういうものなの・・・？



地方交付税は、どの地域に住む国民も同じような行政サービスが受けられるようにするため、国に納められた税金のうち、一定の割合を国から地方に交付する『地方の固有財源』です。  
その割合も、法律で定められています。

法定率	
所得税	32.0%
酒税	32.0%
法人税	35.8%
消費税	29.5%
たばこ税	25.0%

地方全体の支出 地方全体の収入



平成18年度地方財政計画より

地方交付税を削減するならば、国民にとって必要な行政サービスのあり方を見直す必要があります。

あり方の見直しの議論を、国は是非、地方と一緒に議論してください！

本当は、18.8兆円必要なのに、国と地方が4.1兆円を臨時の借入等により補っています。

18.8兆円を確保するには、それぞれの税目について、10ポイント程度の引上げが必要！

例えば所得税 32.0% → 42.4%

### 3 日本の中枢機能を支える大都市

大都市は、国・道府県道の管理その他事務配分の特例により、道府県に代わってこれらの事務を行っているにもかかわらず、所要額が税制上措置されていない状況などに対する認識が甚だしく欠けていると言わざるを得ない。

そもそも大都市は、政治、経済、文化など日本の中枢機能を支えるため、人口集中や経済活動の集積に伴う交通網や下水道をはじめとした社会資本の整備など、大都市特有の財政需要への対応に懸命に取り組んできており、今後は膨大なストックの更新も必要となる。

しかし、現行の市町村税制は画一的であり、かつ都市的税目に乏しいため、大都市特有の財政需要に見合う税収が確保できない仕組みとなっていることから、都市税源である法人所得課税や消費・流通課税などの配分割合を拡充すること。

また、従来の大都市の事務配分の特例に加え、道府県費負担教職員給与費の指定都市への移管が想定されている状況等も十分に考慮し、大都市特例税制を創設すること。

一方、地方交付税については、大都市における税制上の措置不足を補完するという重要な役割を果たしているにもかかわらず、単に人口・面積での機械的な配分や、大都市は不交付団体にすべきといった合理性のない見直しが行われれば、行財政運営に重大な支障を及ぼし、結果的に日本の経済発展にも支障を及ぼすこととなる。

従って、交付税算定基準の見直しにあたって、大都市特有の財政需要や特例事務を的確に反映させる仕組みを構築すること。

大都市は、それぞれの地域の中核都市として  
道府県並みの事務を行っています。  
平成17年度の予算でみると

必要な財源  
3,773億円



児童相談所  
衛生研究所  
定時制高校  
の設置・運営など

2,087億円

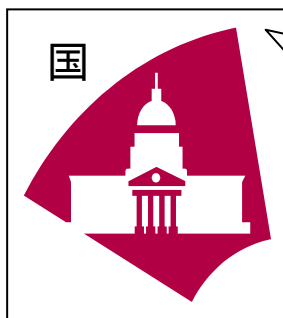
2,429億円

税制上の手当  
がありません。

国や道府県道の管理

1,686億円

1,344億円  
道路目的税で手当  
されています。



大都市は、法人の元  
気を貰っているの  
ではないか



法人から納められた税金の配分割合は  
国：県：市町村  
7：2：1

であり、指定都市も、他の市町村も一  
緒！  
法人の元気を貰っているのは、圧倒的  
に国。

大都市は、道府県がやる  
事務のほか、交通網や下  
水道の整備など、大都市  
特有の財政需要がありま  
す！

交付税の算定基準見直し  
にあたっては、大都市特  
有の財政需要などを的確  
に反映させる仕組みにし  
てください！

大都市特例税制を創設してく  
ださい！

例えば、法人から納められた税金  
の配分割合を増やすなど・・・





## 4 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度は、「暫定的な措置」として創設され、今年で50年目を迎えることとなるが、制度発足直後から、指定都市の事務配分が特例・部分的であり一体性が欠如している、指定都市の事務配分に応じた税財政措置がなされていない、道府県との役割分担が不明確であり「二重行政」の弊害が生じているなど、大都市固有の行政需要に総合的に対応するための制度としては不十分なものであることは明らかであった。

そのため、指定都市としては、包括的な事務権限とそれに見合った自主財源を確保する新たな大都市制度の創設を求めてきた。しかし、今日、地方制度改革の重点は依然として都道府県及び市町村一般に置かれており、また、先の第28次地方制度調査会においても、大都市制度に関しては十分な検討がなされたとは言いがたく、指定都市の主張がなおざりにされている状況にある。

指定都市は、道府県による補完を要せずに事務処理を行いうる規模・能力を有している。指定都市がそのポテンシャルを存分に発揮することができれば、指定都市に居住している我が国の総人口の約2割にも及ぶ多くの住民が地方分権の実を実感することとなる。

よって、真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度構築の先駆けとして、**現行の指定都市制度を抜本的に見直し、真に国、広域自治体の担うべき事務以外のすべての事務を指定都市が一元的・総合的に実施するとともに、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される、新たな大都市制度を早期に創設すること。**



指定都市が果たしている機能は・・・

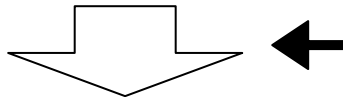
- 住民に最も身近な基礎自治体としての機能
- 都市圏における中枢都市としての機能
- 都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導する機能

ところが・・・

現行の指定都市制度は「暫定的な措置」

- 指定都市の事務配分が特例・部分的！
- 役割分担に応じた税財政制度が存在しない！
- 道府県との間の役割分担があいまい！

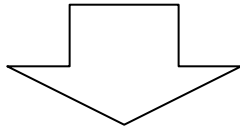
えっ!!



現行制度の手直しではなく、抜本的な見直しが必要！！

### 新たな大都市制度の創設が必要です！！

国、広域自治体が担うべき事務以外のすべての事務を指定都市が実施  
指定都市の役割分担に見合う自主財源を制度的に保障



今後の分権型社会における新たな  
地方自治制度構築の先駆け

我が国総人口の約2割にも及ぶ多くの住民が地方分権の実を実感

役割分担のあるべき姿は...

### 「基礎自治体優先の原則」の徹底

#### 国の役割

- ・国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ・全国的に統一して定めることが望ましい事務等に重点化等

#### 広域自治体の役割

- 「広域事務」
- 「連絡調整事務」等に特化

#### 指定都市の役割

真に国・広域自治体の担うべき事務以外のすべての事務を一元的・総合的に実施



平成18年5月29日

札幌市長	上	田	文	雄
仙台市長	梅	原	克	彦
さいたま市長	相	川	宗	一
千葉市長	鶴	岡	啓	一
川崎市長	阿	部	孝	夫
横浜市長	中	田		宏
静岡市長	小	嶋	善	吉
名古屋市長	松	原	武	久
京都市長	柁	本	頼	兼
大阪市長	關		淳	一
堺市長	木	原	敬	介
神戸市長	矢	田	立	郎
広島市長	秋	葉	忠	利
北九州市長	末	吉	興	一
福岡市長	山	崎	広	太郎